

議案第十号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。

(一週間の正規の勤務時間)

第三条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間とする。

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内で、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

3 教育委員会は、職務の性質により前二項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり四十時間（再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）において、一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

（週休日）

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

（週休日の変更等）

第六条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員に前項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は四十五分、八時間を超える場合は一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

3 前二項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

(休憩時間)

第八条 教育委員会は、職務に支障のない限り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時間四時間について十五分の休憩時間を置かなければならない。

2 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越さない。

(宿日直勤務)

第九条 教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条及び第六条に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(超過勤務)

第十条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第十一条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、第十九条第一項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの（次条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「第十九条第一項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に

関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第十二条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（休日）

第十三条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条以降において同じ。）とする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末

年始の休日」という。）

三 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める日

第十四条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第四条第二項の規定により正規の勤務時間の割振り定められた職員については、その日に振り替えて、教育委員会規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

（休日の代休日）

第十五条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第四条又は第六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（年次有給休暇）

第十六条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他教育委員会規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、教育委員会は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(病気休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が疾病又は負傷（教育委員会規則で定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(特別休暇)

第十八条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、

勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇及びボランティア休暇を承認するものとする。

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護休暇）

第十九条 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇を承認するものとする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（組合休暇）

第二十条 教育委員会は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、組合休暇を承認するものとする。

2 組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で特別区人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の

加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、承認するものとする。

3 組合休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、三十日を限度として承認するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、組合休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(管理監督職員等に対する特例)

第二十一条 教育委員会は、次に掲げる職員の勤務時間、休憩時間等については、第三条から第十五条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

一 管理又は監督の地位にある職員

二 監視又は断続的業務に従事する職員で行政官庁の許可を受けたもの

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十条の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

2 平成十九年十二月三十一日までの間における第二十条第三項の規定の適用については、

同項中「三十日」とあるのは、「三十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数」とする。

（提案理由）

区が学校教育職員を採用することに伴い、当該職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める必要がある。